

試掘調査等及び 93 条届について

1 流れ

- ① 工事の計画の早い段階で、当該工事箇所が「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」であるか、どのような対応が必要か市教育委員会に確認してください。
- ② 「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」の範囲であれば、工事着手の 60 日前までに、文化財保護法第 93 条第 1 項による届出を行う必要があります。（手続きの詳細は下記のとおり）
- ③ ②の 93 条届の他、別紙様式「試掘調査依頼書」（添付資料あり）「発掘調査承諾書」も提出していただきます。（各 1 部 土地所有者の署名押印 シャチハタ不可）
- ④ 現況が更地であれば、日程調整（人員・重機手配等のため時間がかかります）の上、試掘調査等を実施します。建物がある場合は、基礎まで取り壊していただいた後に試掘調査等を実施します。なお冬季は積雪により原則対応できません。
- ⑤ 試掘調査等の後、結果をまとめ（数日要します）、93 条届と一緒に県へ提出します。県から工事に対して回答が出されます（2 週間程度要します）。
- ⑥ ⑤の回答が出るまでは、工事着手はできません。また県の回答が「発掘調査」であった場合、対象範囲を詳細に調査することになりますので、別途協議が必要となります。「慎重工事」や「工事立会」の場合、工事着手が可能となります。

2 93 条届に関する書類

- ① 93 条届（山形県ホームページよりダウンロード アクセス後「埋蔵文化財」で検索→「埋蔵文化財の取扱いと手続き」参照 エクセル様式あり）
「届出者」は、工事主体者（事業主です ※工事を請け負った業者ではありません）です。
※署名（記名）押印 シャチハタ不可 「別記」シートも記載してください。
- ② 位置図（住宅地図に施工場所を示すこと。また施工場所近辺の詳細がわかるように用意すること）
- ③ 山形県遺跡地図に施工場所を記す。（山形県ホームページよりダウンロード アクセス後「遺跡地図」で検索）
- ④ 南陽市遺跡地図 1 / 5, 000 に施工場所を記す（南陽市ホームページの「事業者の方へ」より入れます）
- ⑤ 平面図、断面図（特に縮尺、影響範囲や掘削深度が明瞭にわかるもの）
- ⑥ 建設予定建物等の配置図

届出の期限は、工事着手の 60 日前までとなりますが、県の回答によっては工期に影響が出る場合もありますので、余裕をもって早めに届出ください。
届出（押印）は 1 部、添付書類は 2 部作成ください。



社会教育課
 埋蔵文化財係
 40-3211
 内線 529